

1 計画の概要

◇計画の背景

- 本町では、2011（平成23）年の東日本大震災や2016（平成28）年の台風第10号災害を契機に、役場庁舎をはじめとした公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の導入を進めてきた。

◇計画の位置付け及び目的

- 本町の事務事業における地球温暖化対策を全庁的に推進するため、地球温暖化対策推進法第21条に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として策定する。

◇計画の期間及び基準年度

- 計画期間は、2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までの6年間とし、基準年度は、岩泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と整合を図り、2013（平成25）年度とする。

◇計画の適用範囲（対象とする事務事業の範囲）

- 対象範囲は、本庁舎及び分庁舎、上下水道課庁舎、保健センター、町民会館（併設町立図書館を含む）、各支所（併設センターを含む）、龍泉洞事務所、公立学校等（学校舎、共同調理場等）、上下水道事業（浄化センター）とする。
- 指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は本計画の対象外だが、可能な限り受託者に対して、計画の趣旨に沿った取組の実践を要請する。

◇対象とする温室効果ガス

- 本計画で削減対象とする温室効果ガスは、本町の事務事業により排出される温室効果ガスの大部分を占めるCO₂とする。

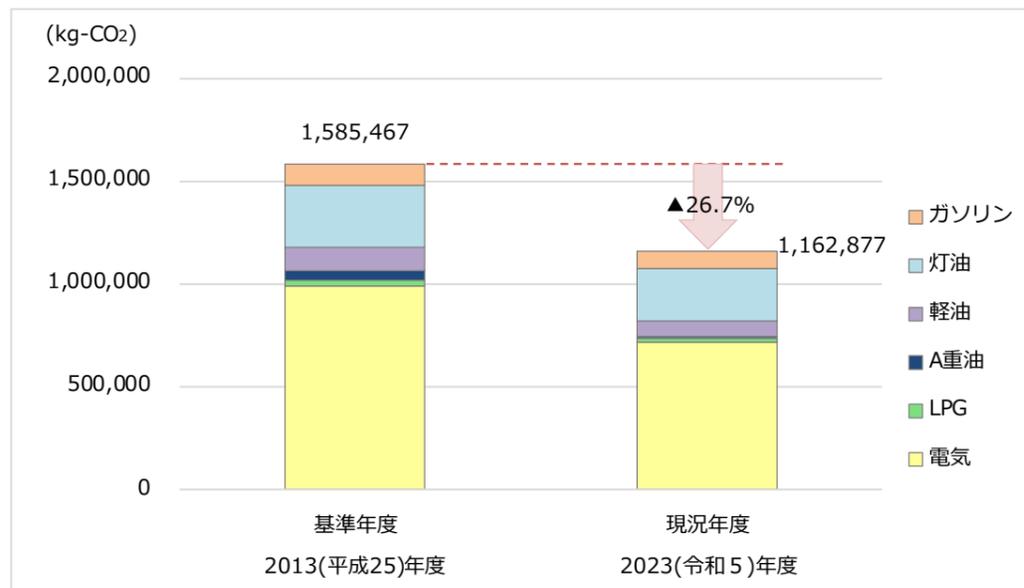
2 計画の進捗状況

◇岩泉町地球温暖化防止等実行計画（第4版）の進捗状況

- 本町の事務事業におけるCO₂排出量は、基準年度の2000（平成12）年度では854,814kg-CO₂、現況年度の2023（令和5）年度では641,619kg-CO₂となっており、213,195kg-CO₂減少（▲24.9%）している。
- 計画（第4版）の排出量の目標値である709,845kg-CO₂を下回っており、目標を達成している。

◇新基準年度のCO₂排出量との比較

- 本町の事務事業におけるCO₂排出量は、基準年度の2013（平成25）年度では1,585,467kg-CO₂、現況年度の2023（令和5）年度では1,162,877kg-CO₂となっており、422,590kg-CO₂減少（▲26.7%）している。
- 減少の要因として、外的な要因である電力のCO₂排出係数の減少に加えて、震災復旧・復興事業の進捗によるガソリン及び軽油使用量の減少、支所の新築に伴う電化による灯油使用量の減少、学校の統廃合、給食センターにおけるA重油から灯油への燃料転換等が挙げられる。



3 計画の目標

◇CO₂排出量の削減目標

- 本計画では、2030（令和12）年度までに、再生可能エネルギーの導入や利用、設備の効率化、省エネルギー活動等により、本町の事務事業におけるCO₂排出量を **2013（平成25）年度比で72%削減**することを目標とする。

（単位：kg-CO₂）

項目	基準年度 2013（平成25）年度	目標年度 2030（令和12）年度
CO ₂ 排出量	1,585,467	440,384
削減量	—	1,145,083 (▲72%)

◇エネルギー種別ごとの削減目標

- 本計画では、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で、各エネルギーの使用量を、電気▲5.4%、ガソリン▲18.6%、灯油▲15.3%、軽油▲32.7%、A重油▲87.8%、LPG▲27.9%とすることを目標とする。

◇目標達成に向けた基本シナリオ

- 2030（令和12）年度においても、現状と同等の公共施設等が維持されると見込み、エネルギー需要は現状と概ね同程度と想定する。
- 公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査の成果を踏まえ、採算性が見込める施設への太陽光発電の導入を2030（令和12）年度までに推進するとともに、相対契約や電力メニューによる再生可能エネルギー電力の調達、非化石証書等によるカーボンオフセットの利用を推進し、電力の脱炭素化に取り組む。上記の取組により、2030（令和12）年度までに、本町の事務事業の電力消費に伴うCO₂排出量を実質ゼロにすることを旨とする。
- LED照明の導入や設備の電化、ZEBの導入検討、電動車の導入等のエネルギー効率の向上・省エネルギー対策を推進し、燃料由来のCO₂排出量の削減に取り組む。

4 目標達成に向けた取組

◇再生可能エネルギーの導入推進

- 公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査の結果を踏まえ、導入が可能と判定された施設等への太陽光発電や蓄電池等の設備を積極的に導入する。
- 太陽光発電や蓄電池等の設備導入の見込みが低い施設や、設備導入による発電電力量が需要量を満たさない場合には、相対契約や電力メニューにより再生可能エネルギー電力を調達する。また、再生可能エネルギー電力の調達量が不足する場合には、非化石証書等を利用してカーボンオフセットに取り組み、電力消費に伴うCO₂排出量実質ゼロの実現を図る。

◇省エネルギー対策の推進

- LED照明やエネルギー効率の高い施設設備等の導入を推進する。
- 既存の公共施設の高断熱化改修やZEB化を検討する。
- 新築事業については、原則ZEB Oriented相当以上の性能を検討する。
- 公用車を更新する際は、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）を積極的に導入する。
- エコドライブを実践する。
- 車両を適正に整備・管理し、燃費の維持・向上に努める。
- 町外用務先が近接している場合には、乗り合わせに努める。

◇省資源・3R+Renewableの推進

- 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品の調達を進める。
- 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（グリーン契約法）に基づく取組を推進する。
- 日常的な節水に取り組む。
- 庁舎内、各課等内での回覧物はガルーン掲示板を活用し、用紙の削減に取り組む。
- 物品購入の際は、過剰な包装を避け、ごみの発生を抑制する。
- 物品の再利用や修理による長期利用に努める。
- ごみの分別排出を徹底する。
- 不要となった事務用品（備品）は他課で必要としないか確認する。

◇職員の日常の取組

- 昼休みの消灯、時間外勤務時の不要な照明の消灯、電気製品はこまめに電源を切る。
- 冷暖房は、運転時間や適正な設定温度を心掛ける。
- クールビズやウォームビズに取り組む。
- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減する。
- 効率的・計画的な事務処理に努め、夜間残業の削減や有給休暇の計画的な取得を推進する。
- テレワークの推進やWeb会議システムを積極的に活用する。

5 計画の推進と進捗管理

◇推進体制

- 庁内検討委員会を設置し、PDCAサイクルにより、定期的に計画の進捗確認や再検討を行い、各課等の取組を推進する。

◇職員に対する研修等

- 環境保全に関する研修及び情報提供を積極的に実施する。
- 環境保全活動への職員の積極的な参加を奨励する。

◇取組状況の公表

- 計画の進捗状況及び点検結果等については、ホームページ等により、毎年公表する。